

(参考)

1 収入科目

科目	具体的な内容
① 販売金額	米、農作物、家畜などの販売金額 ※農協・市場手数料などの出荷経費が差し引かれる前の金額を計上します
② 家事消費	家事のための消費や、親族等に贈答したものは家事消費分として収入金額に含めます。販売金額に出荷経費が含まれている場合は差し引いて計算します <農産物を販売している場合> $\text{販売金額} \div \text{販売数量} \times \text{家事消費等の数量}$ <農産物を販売していない場合> $\text{市場価格等を参考にした単価} \times \text{家事消費等の数量}$
③ 雑収入	農業に関する収入で販売金額以外のものです。 【例】農作業受託料、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策直接支払交付金（戸別所得補償金）など

2 経費（支出）科目

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるるのは、農業経営に関して支出した費用に限られ、食費や住居費などの生活費は必要経費になりません。

また、租税公課や動力光熱費などは、農業部分と家事部分とに区分（按分）し、農業部分のみを必要経費として計上します。

科目	具体的な内容
⑧ 雇人費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
⑨ 小作料・賃借料	農地の賃借料および賃耕料、農業用機械および施設（ライセンター等）の利用料など
⑩ 減価償却費	10万円以上の農機具、農業施設の償却費 ※耐用年数に応じた所定の計算が必要です。計算が困難な場合は、購入金額・購入日がわかる書類等を申告会場へご持参ください
⑪ 貸倒金	売掛金などの貸倒損失
⑫ 利子割引料	農業にかかる借入金の支払利息 ※元金の返済分は必要経費となりません
⑬ 租税公課	固定資産税（農業部分）、農業用の（軽）自動車税、農協の賦課金、水利費など ※所得税、住民税などは必要経費となりません
⑭ 種苗費	種もみ、種子、苗などの購入費用
⑮ 素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費および種付料
⑯ 肥料費	肥料や堆肥用わらなどの購入費用
⑰ 飼料費	飼料の購入費用
⑱ 農具費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費 ※10万円以上のものは「⑩減価償却費」として計算します
⑲ 農薬衛生費	農薬や除草剤の購入費用、共同防除費用など
⑳ 諸材料費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
㉑ 修繕費	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用 ※資産価値を高めたり、耐用年数が延びたりするような修繕は「⑩減価償却費」として計算します
㉒ 動力光熱費	農業に使用した電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費 ※家用（買物・通勤等）のためのガソリン代などは必要経費となりません。
㉓ 作業用衣料費	作業衣、長靴、たび、手袋などの購入費用
㉔ 農業共済掛金	水稻・果樹・家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料 ※住居に対する保険料や生命保険料などは必要経費とはなりません。
㉕ 荷造運賃手数料	農産物等の販売に要した市場手数料、運送費、出荷の際の包装費
㉖ 土地改良費	土地改良事業の負担金、客土費用など
㉗ 雜費	研修費、事務用品代など他の経費に当てはまらない農業関連経費